

00129

毎週火、金曜日発行(但休日を除く)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
(は曜日)

鳥取県公報

規則

◇規則 本庁における直払の支払手続に関する規則

— 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(直払の原則)

第二条 出納長は、直払による支払をしようとするときは、債権者を確認のうえ、領収書を徵し、指定金融機関をして支払をさせなければならない。

(支払の通知)

第三条 前条の支払をさせるため出納長から指定金融機関に対する通知は、支出仕訳書により行なうものとする。

(指定金融機関の支払)

第四条 指定金融機関は、前条の通知により支払をしようとするときは、支出仕訳書に支払済の印を押さなければならぬ。この場合において、証票は、切り離し、指定金融機関の支払伝票として整理しなければならない。

(口座振替による支払)

第五条 出納長は、債権者から口座振替による支払の申し出があったときは、その旨を支出仕訳書の証票に記載する。

鳥取県規則第二十八号

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石破二朗

(この規則の趣旨)

第一条 本庁における直払の支払手続については、この規則の定めるところによる。

第一回 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規)

則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「秘書課」を「秘書課、企画室」に改める。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第二条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月

鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「議会事務局」を「企画室、議会事務局」に改め、同条第二項第一号中「本庁各課」

を「本庁各課、企画室」に改め、「。ただし、秘書

課にあつては、庶務係長の職にある者。」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日火、金

印行者 鳥取市東町一丁目
所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 二五〇円(配達料込)
所